

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社並びに当社グループは、国際貨物輸送事業を通して社会の発展に寄与し、また社会のよき一員として事業の持続的発展を図ることによって、株主、顧客をはじめとするあらゆるステークホルダーの期待に応え、企業価値の増大を図ることを、経営の基本方針としております。この目的を達成するためには、経営の透明性、適正性及び公平性を確保し、コンプライアンスを徹底することが重要であるとの認識の下に、独立社外取締役4名による経営の監督を強化し、株主の権利を尊重する体制を整えて、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-5 株主総会における権利行使】

当社では現在のところ、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、自ら株主総会に出席して自ら議決権行使の行使等を行うことを認めておりません。今後は、状況を見ながら信託銀行等と協議して検討してまいります。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、次の理由により「筆頭独立社外取締役」を定めておりません。

1. 社外取締役はそれぞれ優れた知見を有しており必ずしも社外取締役間で意見を統一させる必要はない。
 2. 序列意識、筆頭者への依存を醸成する可能性がある。
 3. 社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査等委員との連携に係る体制は整備されている。
- 以上により現状の体制で問題ないと判断しております。

【補充原則5-2-1 事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況の説明】

当社は現在のところ、事業ポートフォリオに関する基本方針を定めておりません。当該方針を策定したうえで、経営戦略等の公表の際には開示すべく、検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3 資本政策の具体的な方針】

当社では「資本政策の基本方針」を定めて、適切に実行しております。

「資本政策の基本方針」

経営理念、企業ビジョンに基づく経営戦略の実現と持続的な成長のために、健全で強固な財務基盤を維持することを資本政策の基本とする。

大規模な設備投資や新規事業開始の際には、金融機関からの借入等も利用して積極的な事業展開を行う。

株主への利益還元を経営の重要課題のひとつとし、業績推移や財務状況などを総合的に勘案しつつ、安定的な配当の継続実施を将来にわたり堅持することを目標とする。

【原則1-4 政策保有株式】

当社では政策保有株式に関して「政策保有株式に関する方針」及び「政策保有株式の議決権行使に関する方針」を定めて、適切に運用しております。

「政策保有株式に関する方針」

政策保有株式は、営業上の取引関係の維持・強化、投資先企業および当社の中長期的な企業価値向上を目的として保有しておりますが、毎年期末時点で政策保有している株式については、取締役会で個別の収益状況、保有による便益やリスク等を検証し、保有の意義が希薄と考えられる株式は、できる限り速やかに処分、縮減する方針としております。

「政策保有株式の議決権行使に関する方針」

政策保有株式の議決権行使は、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では「関連当事者取引管理規程」を制定し、関連当事者間取引は慎重に判断のうえ実行しております。

取引開始時及び取引更新時には取締役会において取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性を十分に検討し、独立役員及び監査等委員の意見を求めたうえで承認しております。

毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引については、新たな事業年度開始後最初に開催する取締役会において報告し、独立役員及び監査等委員の意見を求めております。

また、毎事業年度ごとに全取締役に対して関連当事者となる対象者を確認のうえリスト化して、関連当事者取引の把握に努めております。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では、中長期的な企業価値の向上に向けたサステナビリティ経営を推進していくためには、人材の多様性の確保が必須であると認識しています。その推進に向けて、当社では「ダイバーシティ基本方針」を策定し、女性の活躍、外国人の管理職への登用を含めた、多様性の確保を推進しております。

(1) 多様性の確保について

サステナビリティ経営の根幹となる人的資源においては、「ダイバーシティ基本方針」に基づいて実現の推進を行なってまいります。

なお、管理職への登用は配置状況や昇進要件等を総合的に判断して実施するため、具体的な数値目標は設けておりませんが、公正に登用しております。

「ダイバーシティ基本方針」

1. 従業員一人一人が持つ力を最大限に発揮できる環境をつくり、全ての従業員が互いの多様性を尊重し合うことによって、従業員の自律的な成長を通じた自己実現と、当社の持続的発展を通じた企業価値向上を推進する。
2. 年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害の有無等にかかわらず、互いを尊重し合う。

< 女性の活躍の方針・取り組み >

当社はこれまで、性別に関係なく従業員が活躍できる職場づくりを進めてまいりました。育児休暇の取得推進など、仕事と育児の両立の実現に向けた職場環境の整備により、管理職に占める女性の割合は19.7% (12名)、また取締役役に占める女性の割合は16.7% (2名)となっております。そして、2027年度末までに女性管理職比率を30%にとする目標を掲げております。今後とも、より一層働きやすい職場づくりを目指して取り組んでまいります。

< 現地スタッフの管理職への登用 >

当社グループは、10カ国・地域に23の海外拠点を持っており、現地スタッフ従業員は390人を超えております。海外子会社の経営の現地化を推進しており、現地スタッフ管理職の割合も9割以上と、経営の現地化を推進しております。現時点では、現地スタッフの管理職への登用に関する目標数値は策定・開示しておりませんが、引き続き、海外子会社における現地スタッフ管理職人材の強化を推進してまいります。

< キャリア採用者の管理職への登用 >

サステナビリティ経営の推進のための人材の多様性の確保や、ビジネス環境の変化の中で高度化、専門化している各種課題に精通したプロフェッショナル人材の確保を目的としてキャリア採用を行い、管理職への登用も積極的に推進しております。当社は今後も中核人材における多様性の拡充を図ってまいります。

(2) 多様性の確保に向けた人材育成方針ならびに社内環境の整備

当社は、全ての従業員の活躍と自律的な成長、それによる企業価値の向上と新たな価値創造の実現に向けた人材教育と、多様な人材が働きやすい企業風土の醸成ならびに社内環境の整備を推進してまいります。

また、従業員満足度を高め、エンゲージメントを向上して行くため、以下の施策を行っております。

取締役ならびに全従業員へのエンゲージメントサーベイ実施 受講率100%

衛生管理委員会 毎月実施

産業医による定期健康相談 毎月実施

健康診断 毎年実施

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金を運用しておらず、確定拠出年金制度を導入しております。積立金の運用は従業員自らが行いますが、その運用が従業員の資産形成に大きな影響を与えることを考慮して、従業員に対して運用に関する教育研修を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では次の通り経営方針に係る重要情報を開示しております。

1. 企業理念(経営理念、企業ビジョン、行動規範)

当社ホームページ <https://www.ntl-naigai.co.jp/company/philosophy.html>

2. 経営戦略(中期経営計画)

当社ホームページ(IRサイト) <https://ir.ntl-naigai.co.jp/ja/library/plan.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書 1. 「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書 1. 「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部の選解任及び取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっては、取締役会において承認された「取締役及び経営陣幹部候補者選任の指名基準」、「取締役及び経営陣幹部の解任基準」及び「監査等委員である取締役候補者の指名基準」に基づき選解任し、独立社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経たうえでそれぞれ取締役会及び監査等委員会の承認を得て決定しております。また、取締役の解任を伴う場合は株主総会に付議いたします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行う際、個々の選解任・指名の理由を株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取り組み等】

(1) サステナビリティへの取り組み

当社は、社会の発展に寄与し、また事業の持続可能性を高めるための新しい価値創造の手段として、サステナビリティを経営戦略の中核と位置付け、「サステナビリティへの取組方針」を策定しており、事業を通じて社会の持続可能性や気候変動などの環境課題に対して、積極的に取り組んでおります。重要な経営課題(マテリアリティ)は、ステークホルダー視点とビジネス視点の2つの視点で検討、特定し、優先度の高いものを選定しております。2023年度からは定期的にサステナビリティ委員会を開催し、持続可能な社会の実現に向けた方針を取締役に上程の上決定し、その進捗を定期的に報告しております。

「サステナビリティへの取組方針」

当社は、事業を通じて世界の人々のより良い暮らしを支え、社会の持続的な発展に貢献します。そのために、第一に従業員、お客様、お取引先、地域社会など全てのステークホルダーを尊重し、より良い未来を協創していきます。また、気候変動などの地球環境問題に対しては、環境負荷低

減とカーボンニュートラルに向けた取り組みを進めることによってリスクの抑制・対処を行い、持続可能な社会発展に向けて貢献します。

(2) 人的資本についての取り組み

人的資本については、従業員が持つ力を最大限に発揮することが、当社の持続的な発展と企業価値向上につながるという考えのもと、「ダイバーシティ基本方針」に基づいて取り組みを推進しております。

「ダイバーシティ基本方針」

1. 従業員一人一人が持つ力を最大限に発揮できる環境をつくり、全ての従業員が互いの多様性を尊重し合うことによって、従業員の自律的な成長を通じた自己実現と、当社の持続的な発展を通じた企業価値向上を推進する。
2. 年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害の有無等にかかわらず、互いを尊重し合う。

(3) 気候変動に対する取り組み

当社は、倉庫・物流関連業として温室効果ガス排出をサステナビリティレポート経営の大きな課題の一つと認識しております。今後、当社事業における温室効果ガスの排出量の見える化、ならびに温室効果ガス排出量の削減目標を設定するため、2023年度(1月～12月)の温室効果ガス排出量(CO2換算トン)を算出いたしました。

スコープ1: 63トン

スコープ2: 185トン

スコープ3: 46,660,487トン

今後は、政府目標である2030年の削減目標の達成、ならびに2050年カーボンニュートラルに貢献すべく取り組んでまいります。その取り組みの一つとして、TCFDの枠組みに沿った「ガバナンス」と「リスク管理」に取り組み、情報開示を行ってまいります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会では、法令及び定款に定められた事項を決議する他、取締役会が重要と位置づける事項について「取締役会規程」に定めて決議しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社では、「社外役員の独立性判断基準」を定めて、社外取締役の独立性を判断しております。

「社外役員の独立性判断基準」

社外取締役が、現在または最近(1)において、以下の要件のいずれにも該当しない場合、独立性を有すると判断する

(1)内外トランスライングループ関係者

・本人が当社グループ出身者

・過去5年間に於いて、配偶者または二親等以内の親族が当社グループの取締役、監査等委員会設置会社移行前の監査役、執行役員の場合

(2)主要な取引先(2)

・当社グループの主要取引先、法人等の場合はその業務執行者

・当社グループを主要取引先とする者、法人等の場合はその業務執行者

(3)専門家

当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円超の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

(4)主要借入先(3)

当社グループの主要借入先、法人等の場合はその業務執行者

(5)寄付先

当社グループから年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者、法人等の場合はその業務執行者

(6)主要株主

当社の10%以上の議決権を保有している株主、法人等の場合はその業務執行者

(7)上記(2)から(6)に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

1. 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点に該当していれば、独立性は有さないと判断する

2. 「主要な取引先」の定義

当社グループの連結売上高に占める当該者の売上高の割合が2%を超える場合及び当該者の売上高に占める当社グループの売上高の割合が2%を超える場合

3. 「主要借入先」の定義

直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者

【補充原則4-10-1 指名委員会・報酬委員会】

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達してはおりませんが、独立社外取締役4名、社内取締役2名を構成員とする「指名・報酬委員会」を設置して、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。また、同委員会の委員長は独立社外取締役が務めております。

指名・報酬委員会の概要は、本報告書 1.「機関構成・組織運営等に係る事項」【任意の委員会】をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」は次のとおりであります。

当社の主要事業である国際貨物輸送事業をグローバルかつ堅実に展開していくために、多様な経験、知識、専門性、見識等を有する社内外の者が、取締役会において多角的な視点から活発な議論を行うことが重要である。めまぐるしく変わる経済情勢、世界情勢に機動的に対応するとの観点から、定款で取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以下、監査等委員である取締役は5名以下と定め、性別、年齢、国籍を問わず多様性に配慮し、次の知識、経験、能力のある取締役として最適であると思われる人材を「指名・報酬委員会」の意見を得たうえで選任する。

企業経営/経営戦略 輸送業界の知見 営業/マーケティング 国際性 法務/リスク管理 財務/会計 人材戦略/育成 IT

また、他社での経営経験を有する者を含めた独立性が高い社外取締役を4名以上選任し、客観的な立場から経営の監督を求める。

なお、監査等委員である取締役は財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任する。

【補充原則4-11-2 取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社では、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保する観点から、当社を含めて5社までとしております。

また、その兼任状況は、定時株主総会参考資料に添付している事業報告で毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社では、毎年全取締役に対して、「取締役会の実効性評価のためのアンケート」を実施し、分析・評価を行っております。その結果、当社の取締役会は社外取締役を含めて活発な意見交換が行われており、適切かつ実効的に機能していると判断しております。

今後さらに取締役会の機能向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社では、「取締役に対するトレーニングの方針」を定めて、適切に運用しております。

「取締役に対するトレーニングの方針」

1. 新任取締役に対して、それぞれの責務を果たすために会社法、有価証券報告書内容、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等必要な研修を社内で行う。
2. 社外取締役の場合は、合わせて当社の事業、組織、財務状況等についても十分な説明を行う。
3. 取締役に対して外部講習会、セミナー、東京証券取引所上場会社向けe - ラーニング等の情報を紹介して、必要なトレーニングの機会を提供する。
4. 取締役に対するトレーニングで必要な費用は会社が負担する。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を定めて、適切に運用しております。

「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」

1. 株主との建設的な対話を重視し、様々な機会に対話を持つよう努める。
2. 株主との対話については、総務部が窓口となり必要な手配をする。
3. IR担当取締役を指定し、株主との面談を始めとするIR活動に注力する。
4. IR活動は経営企画部と総務部が協力して対応する。
5. IR関連情報を一元管理して、社内関係者が情報を共有するとともに、インサイダー情報は厳正に管理し公正・平等な社外への情報提供を行う。
6. 株主総会以外に、機関投資家対象の決算説明会と個人投資家向け説明会をそれぞれ年に2回ずつ程度開催し、当社への理解深耕に努める。また、国内外の機関投資家等との個別面談にも積極的に対応し、継続的なコミュニケーションを図る。
7. 株主優待、個人投資家説明会等で回収したアンケートの集計結果や記載された意見は、IR活動状況の報告と併せて定期的に取締役会へ報告し、以後のIR活動や経営戦略に生かす。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社エーエスティ	2,121,800	21.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	735,400	7.48
戸田 徹	320,000	3.26
内外トランスライン従業員持株会	279,700	2.85
株式会社ときわそば	250,400	2.55
日章トランス株式会社	232,000	2.36
TRANCOM株式会社	220,000	2.24
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	217,900	2.22
宇野 友子	137,000	1.39
伊藤忠ロジスティクス株式会社	132,400	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明
——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中澤 圭亮	他の会社の出身者											
矢部 光識	公認会計士											
敏森 廣光	他の会社の出身者											
遊上 利之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中澤 圭亮		○	中澤圭亮氏は、2020年9月まで当社の物流業務等委託先であるトランコム株式会社の取締役、2020年12月まで同社の顧問を務めておりました。	中澤圭亮氏は、大手金融機関での豊富な業務経験、知識並びに大手物流会社の経営者としての幅広い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営全般を監督していただくため、社外取締役として選任しております。トランコム株式会社と当社との年間取引額は、当社及び同社の売上高の2%未満であり、当社の主要な取引先には該当いたしません。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
矢部 光識		○	矢部光識氏は、2018年10月まで当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に勤務しておりました。また、2022年1月から2023年2月まで、当社と会計コンサルタント契約を締結して、会計に関するアドバイス及び一部会計業務を委託しておりました。	矢部光識氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を活かして、主に会計の観点からの助言、提言と独立した客観的な立場から当社を監督していただくため、社外取締役として選任しております。当社からEY新日本有限責任監査法人への報酬額は同監査法人の規模に比して少額であります。また、会計コンサルタント契約に基づいて当社から支払った費用は少額であります。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
敏森 廣光	○	○	敏森廣光氏は、2005年3月まで当社の保険契約先である東京海上日動火災保険株式会社に勤務しておりました。	敏森廣光氏は、豊富な営業経験と国際ビジネス知識、経営者としての高い見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役(監査等委員)として選任しております。東京海上日動火災保険株式会社と当社との年間取引額は、当社及び同社の売上高の2%未満であり、当社の主要な取引先には該当いたしません。また、同氏が同社を退職後10年超経過しております。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
遊上 利之	○	○	遊上利之氏は、2009年5月まで当社の取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行に勤務しておりました。	遊上利之氏は、大手金融機関での豊富な営業経験と財務知識、上場会社の監査役及び監査等委員である取締役として培った高い見識を活かして、独立した客観的な立場から当社を監督していただくため、社外取締役(監査等委員)として選任しております。株式会社三菱UFJ銀行と当社との年間取引額は、当社及び同社の売上高の2%未満であり、当社の主要な取引先には該当いたしません。また、同氏が同社を退職後10年超経過しております。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

常勤監査等委員である取締役を置いており、内部監査室及び会計監査人と十分な連携が取れており、また、必要に応じて内部監査室に協力を求めて特定事項の調査を依頼できるため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会よりその職務を補助すべき使用人を置くように求められた場合は、速やかに適任者を任命いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門は、監査の実効性の確保の為に連携しており、三者による連絡会を四半期ごとに開催しております。重要課題に関しては必要に応じて都度協議を行なっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役

補足説明

当社は、取締役候補者の指名及び取締役報酬の検討を目的として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は取締役会において定められた「指名・報酬委員会規程」に則り、運営されております。指名・報酬委員会の概要は次のとおりであります。

(構成)

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役(以下「委員」という。)で構成する。

指名・報酬委員会の構成員は、独立社外取締役を過半数とする。

指名・報酬委員会の委員長は、指名・報酬委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定する。

(役割・責務)

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行う。

- (1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役(監査等委員を除く)の報酬等に関する事項
- (5) 取締役(監査等委員)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (6) 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (7) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

(事務局)

指名・報酬委員会の事務局は、総務部がこれに当たり、委員長の指示により会議の招集を行い、事務処理を担当する。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）に対して、譲渡制限付株式を割当てる株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

有価証券報告書並びに事業報告に、取締役に支払った総額を支払った総額を記載しております。

第45期(2024年12月期)における取締役に対する役員報酬は次のとおりであります。
取締役(監査等委員を除く) 11名 122,242千円(うち社外取締役 2名 9,638千円)
取締役(監査等委員) 3名 14,940千円(うち社外取締役 2名 6,626千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額は、以下の方針に基づいて決定することとしております。

1. 基本方針
- 当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上と持続的な成長を担う人材を確保及び維持できる水準とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じて適正に決定することを基本方針とする。
2. 取締役の報酬体系
- 取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成する。
- (1) 固定報酬
- 固定報酬は毎月支給する。固定報酬の金額は選任の指名基準の充足度に応じて個別に決定し、次年度以降はその金額を基本として、役職の難度に応じて決定する。いずれの場合も産業界の慣行、実績に照らし、かつ、従業員給与制度における最高度の金額を社会的通念に照らして上回るものとする。なお、社外取締役の報酬は固定報酬を基本とし、金額は経歴、資格の有無、就任期間等を考慮して個別に決定する。
- (2) 譲渡制限付株式報酬
- 譲渡制限付株式報酬は、定時株主総会後、毎年一定の時期に支給する。譲渡制限付株式報酬は、内規に基づき就任期間等に応じた株式数を割当てる。再任時の加算部分については、前年の連結純利益が期初公表数値から乖離(90%未満)した場合は加算しない。
3. 取締役の報酬決定プロセス
- 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。代表取締役は個人別の報酬額案を策定し、指名・報酬委員会に諮問のうえ決定する。
4. 監査等委員である取締役の報酬

固定報酬を基本とし、常勤、社外の区分、経歴、資格の有無、就任期間等を考慮して、監査等委員である取締役の協議によって個別に決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の補佐は総務部が担当しております。取締役会資料につきましては、事前に配布し、必要に応じて関連部門から事前説明を行っております。なお、情報の伝達は関連部門から文書または電子メールにて都度報告しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
戸田 徹	名誉会長	当社経営への側面支援及び経営陣へのアドバイス	非常勤・報酬有	2020/3/26	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

上記の「社長等退任日」には代表取締役会長退任日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会と監査等委員会で業務執行の監督及び監査を行っております。また、当社は、取締役会の管下に経営会議、執行役員会議、リスク管理委員会、サステナビリティ委員会及び予算審議委員会を設置し、意思決定の迅速化と情報の共有化を図っております。各機関の概要は次のとおりであります。

(取締役会)
当社の取締役会は、監査等委員である取締役を含む取締役12名(うち社外取締役4名)で構成されており、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しております。また、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。
取締役会は、経営基本方針、経営計画、予算編成、その他重要な経営課題事項を協議決定しております。当然ながら取締役会では、事業活動にかかわる法令、定款等の遵守と、財務報告の信頼性確保に関して特に注力しつつコンプライアンスの確保に努めております。

(監査等委員会)
当社は監査等委員会を設置しております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回監査等委員会を開催し、また、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員会は業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を行うこととしております。また、監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と連携しながら、効率的かつ合理的な監査を実施しております。

(経営会議)
当社は、経営会議を毎月定時取締役会後に開催して、各部門の責任者による月次実績及び重点取組事項の報告を行っております。

(執行役員会議)
当社は、執行役員による執行役員会議を毎月定時取締役会及び経営会議後に開催して、取締役会決定事項の徹底と執行役員の能動的な経営参画意識醸成を図っております。

(リスク管理委員会)
当社は、当社グループをめぐらゆるリスクをマネジメントし、コンプライアンス活動のすべてを統括指導するために、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、取締役及び社長が指名する者をもって構成されており、月1回開催しております。

(サステナビリティ委員会)
当社は、当社グループに係るサステナビリティをめぐらる課題に対応し、社会の持続的な発展と企業価値の向上を目指すことを目的として、サステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、取締役及び社長が指名する者をもって構成されており、原則として年2回開催しております。

(予算審議委員会)
当社は、当社及び連結決算対象グループ子会社の中期経営計画に基づき策定された「中期5か年計画予算」及び、この計画を具体的に遂行するために策定された「年度予算」の運用に関する基準と諸手続を規定し、予算編成及び実績を審議するために、予算審議委員会を設置しております。予算審議委員会は経営企画部担当取締役、各部門の主管責任者によって構成されております。予算審議委員会の対象とする予算は、中期5

か年計画予算及び年度予算で、いずれも連結と単体予算を対象としております。

(指名・報酬委員会)

当社は、取締役候補者の指名及び取締役報酬の検討を目的として指名・報酬委員会を設定しております。指名・報酬委員会の構成員は独立社外取締役を過半数とし、委員長は独立社外取締役がつとめております。

< 社外取締役との間で締結している責任限定契約の概要 >

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

- (1) 監査等委員会設置により、取締役会の内部で業務執行と監督の分離を図るとともに、社外取締役を中心とする監査等委員会が監査機能を担いつつ、業務執行に対する監督機能を果たしております。
- (2) 独立社外取締役が、幅広い知識と豊富な経験を活かして、業務執行から独立した公正な立場で経営全般を監督しております。
- (3) 毎月定時取締役会後に経営会議を開催して、月次実績及び重点取組事項の共有を図っております。
- (4) 毎月定時取締役会及び経営会議後に執行役員会議を開催し、取締役会決定事項の迅速な遂行を図っております。
- (5) リスク管理委員会による適正なリスク管理体制の構築、運用を図っております。
- (6) サステナビリティ委員会による取組みを通して、社会の持続的な発展と企業価値の向上を目指しております。
- (7) 予算審議委員会による適正な予算策定により、年次予算及び中期5か年計画予算の確実な達成を図っております。
- (8) 独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会によって、取締役の指名及び報酬の適正性と透明性を確保しております。

当社では、上記の理由により、コーポレート・ガバナンスの実効性が確保できるものと考えており、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めており、直近の第45期定時株主総会においては、開催日の21日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して開催しております。第44期定時株主総会は2024年3月22日に、第45期定時株主総会は2025年3月25日に開催いたしました。今後も引き続き集中日を回避した株主総会の実施に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	第41期定時株主総会（2021年3月26日開催）より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第42期定時株主総会（2022年3月25日開催）より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第41期定時株主総会（2021年3月26日開催）より、招集通知の一部（「狭義の招集通知」及び「株主総会参考書類」）を英訳し、和文の招集通知と同時に当社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに掲載しております。
その他	第42期定時株主総会（2022年3月25日開催）までは招集通知、第43期定時株主総会（2023年3月24日開催）からは株主総会参考資料の早期ウェブ掲載に努め、第45期定時株主総会参考資料は、招集通知発送の6日前である2月26日に当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を年に2回程度オンラインで開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算並びに第2四半期決算発表後に、アナリスト・機関投資家向けに説明会をオンラインで開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.ntl-naigai.co.jp/)にIRサイトを設置し、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、株主通信、株主総会参考書類並びに決議通知、コーポレートガバナンス報告書、決算説明会資料、個人投資家説明会資料、ニュースリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部をIR担当部署とし、担当者を配置しております。必要に応じて総務部が支援を行っております。また、IR担当取締役を指定して、IR活動の充実を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、経営倫理規程により、良き市民社会の一員としての行動をとることを心がけております。その上で、当社は「内部情報管理規則」により、金融商品取引法等に基づき、株式等についてのインサイダー取引を未然に防止すると共に、当社内の内部情報の適切な管理を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の経営理念や経営目標等に関する情報の公開を積極的に進めることを通じて、幅広くステークホルダーの理解を得られるように努めております。また、当社からの情報発信に留まらず、国内外のステークホルダーの皆様との活発なコミュニケーションを図り幅広い皆様のご意見を経営に活用させていただいております。
その他	< 女性の活躍の方針・取組み > 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目指した職場環境の整備や、育児休暇制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおり、多くの女性社員が育児休暇を取得しております。 また、女性社員の管理職への登用も積極的に行っており、管理職に占める女性の割合は19.7% (12名)、取締役に占める女性の割合は16.7% (2名) であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は当社及び当社の子会社(以下「子会社」という。)における法令、定款及び社内規程の遵守を取締役及び使用人に周知徹底し、遵守させ、内部監査室による内部監査を実施する。
- (2) 企業倫理の確立を目的として制定した経営倫理規程及び行動規範について、総務部及び人事部が周知徹底のための活動を行う。
- (3) 法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける窓口として、「内部通報相談窓口(内部通報ヘルプライン)」を設置する。
- (4) 当社及び当社子会社に係るサステナビリティを巡る課題に対応し、社会の持続的な発展と企業価値の向上を目指すことを目的として、サステナビリティ委員会を設置する。
- (5) 取締役は、法令違反及び社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。
- (6) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行取締役執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行に対し監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険(以下「リスク」という。)の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、リスク管理委員会と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
- (2) リスク管理の観点から特に重要な案件については、リスク管理委員会ですべてに審議を行った上で、取締役会に付議する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定及び取締役、執行役員の職務執行状況の監督を行う。
- (2) 経営会議を毎月定時取締役会後に開催して、各部門の責任者による月次実績及び重点取組事項の報告を行う。
- (3) 執行役員会議を毎月定時取締役会及び経営会議後に開催して、取締役会決定事項の徹底と各部門の能動的な経営参画意識醸成を図る。
- (4) 執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制

当社は子会社の経営内容を的確に把握するために「関係会社管理規程」に当社に対して稟議及び報告する事項を定めて、適正な管理を行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社の「リスク管理委員会規程」に基づいてリスク管理を行い、必要に応じて当社の担当部署及びリスク管理委員会と連携して対処する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は子会社の規模や事業特性を考慮して子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定する。各子会社を担当する当社の取締役は、子会社の取締役等と密接に連携して必要な助言を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は当社が定める「内部統制に関するグローバル規程」等に準じて「経営倫理規程」等必要な規程を定め、取締役等及び使用人に対して周知徹底させる。

当社の内部監査室は、業務の適正性に関し、子会社の内部監査を行う。当社の監査等委員会は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務遂行を補助すべき使用人を配置していないが、必要に応じて内部監査室等に協力を求め、または特定事項の調査を依頼することができるものとする。
- (2) 将来、監査等委員会の補助者を配置する場合は、取締役は当該スタッフの取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保すべきことに留意し、監査等委員会の同意を得て取締役会で補助者配置を決定する。また、監査等委員会からの指示の実効性を確保するため、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令違反、その他コンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。また、当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (3) 重要な決裁書類は、当社の監査等委員会の閲覧に供する。

8. 監査費用等の処理に係る方針

当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

9. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査等委員会は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 監査等委員会は、月1回定時に監査等委員会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
- (3) 監査等委員会は、会計監査人より定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
(2)内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制
暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)基本的な考え方
当社及び当社グループは、反社会的勢力との取引禁止を会社の基本方針としております。
この基本方針を実現させるために、経営倫理規程において「市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない」ことを宣し、更に役員規程、従業員就業規則等の社内諸規程においてこの考え方を周知徹底し、全社を挙げて取り組んでおります。
- (2)反社会的勢力排除にむけた社内体制の整備
当社は、前述の基本方針を実現するために、「反社会的勢力との取引禁止に関するマニュアル」を作成し、次のような社内体制を整備しております。
- 1. 統括部門ならびに不当要求防止責任者の設置
 - 2. 弁護士をはじめとする外部専門機関(大阪府暴力追放推進センター等)との連携網の構築
 - 3. 具体的対処環境の整備と対処手順の作成
 - 4. 反社会的勢力に関する情報の収集保管
 - 5. 地域の警察並びに防犯協議会等に積極的に参加して情報交換を行う

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- < 適時開示体制の概要 >
- (1)適時開示に係る基本方針
当社は、経営倫理規程を設けて社員及び会社関係者に対し、日々の行動について法令の遵守と公正な取引の実施を厳しく指導育成し、社会の良き市民としての責務を果たすべく活動しております。
当社および当社グループ企業は、当社有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するために、経営の透明性・公正性を保ち、あわせて当社の会社情報を適時適切に開示することが非常に重要な使命であると認識しております。この基本的な考え方に立ち、当社は常に投資者の視点に立った迅速、正確、公平な会社情報の開示に努めてまいります。
- (2)情報開示の社内体制
当社は、経営企画部担当取締役を情報取扱責任者に選任し、適確な情報の把握と厳正な情報管理に努めております。当社各部門及び子会社の開示すべき情報は情報取扱責任者に逐次報告され、遅滞なく開示する体制を整備し、運用しております。
また、開示内容は、金融商品取引所の情報開示システム(TDnet)に登録するとともに、当社ホームページにも掲載しております。
1. 決定事実に関する情報および発生事実に関する情報
決定事実と発生事実に関する情報は、総務部並びに経営企画部が社内各組織並びに子会社から常時情報を収集し、重要な事案については迅速に情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は内部情報管理委員会に図り適時開示方針を決定し、代表取締役社長に適時開示決定の承認を得ます。その上で取締役会の承認を得て開示いたします。
なお、緊急対応を必要とする場合には、情報取扱責任者から直接に代表取締役社長に図り、承認を得て開示いたします。
2. 決算に関する情報
決算に関する情報は、経営企画部が経理部、総務部と連携して決算開示資料を作成し、会計監査人の監査並びに適時開示に関する助言と指導を受け、情報取扱責任者に提出いたします。情報取扱責任者は、代表取締役社長の承認を得た後に、取締役会の承認を得て開示いたします。

＜コーポレート・ガバナンス体制の模式図＞

